

製造業安全対策官民協議会のスケジュール策定見直しについて

1. 協議会のスケジュール設定

○製造業安全対策官民協議会（以下「協議会」という。）は製造業10団体と経済産業省及び厚生労働省、中央労働災害防止協会が連携して運営してきた。協議会では、毎年6月頃に会長団交代を行っており、年間スケジュールも当該時期に合わせてセットして運営してきた。

○一方、協議会の運営に当たり、6月頃から新体制による新たな取り組みや、例えば新型コロナ感染症への対応の勉強会など議論が行われるが、新体制に交代する以前に構成団体の予算や年間スケジュール策定が決定しており、構成団体のスケジュールに官民協議会のスケジュールを組み込むことができないなどの問題が生じている。

○上記の問題から、年内にスケジュール案を決定するよう構成団体から要望があったが、協議会における正式な意思決定にあたっては、協議会での審議・承認が必要であり、現状の年2回（6月、10月）以上の開催はスケジュール調整等の観点から困難であるため、どのように年内にスケジュール等の案を決定すべきか、議論があった。

○本件につき、構成員にアンケートを実施したところ、構成員から、議題設定やスケジュール調整等についての議論は、年内に全体WGで議論し、協議会で承認手続きを取るべきなどの意見があった。今回、その対応について見直し案を提示するもの。

2. スケジュール見直し案

○これまで、協議会スケジュールは、年度明けの全体WGで上程し、その了解を得た上で、協議会による審議を得て決定してきたが、2021年度から次の審議スケジュールで、次年度スケジュール策定を行う。

- ・9月頃に開催される全体WGにおいて、事務局で作成した次年度スケジュールについて審議。
- ・10月に開催される協議会によって、全体WGで提案されたスケジュールを正式に決定する。
- ・ただし、自然災害や大規模感染症など、スケジュール再設定を要する事象が生じた場合は、書面審議等を用いた柔軟な方法で、全体WG及び協議会による審議を経て隨時スケジュールの見直しを行うこととする。

（参考：スケジュール見直しに関する構成員からの具体的意見）

○全国大会終了から次年度の全体WGの間、何も開催されず、次年度の全体WGで当該年度の活動方針が開陳されることに対して、各業界団体が組織決裁を経ることなく活動することになる不都合を解消するためには、下半期に翌年度の活動方針を擦り合わせることは有意義。

○来年度の計画について概要の議論と整理が必要であるため全体WGで議論すべき。

○次年度方針については重みがあったほうがよいため、全体WGで議論し、協議会（書面稟議含む）により決議すべき。